

平成30年度 第23回庁議要旨

日時：平成31年3月5日（火）
午前9時～午前9時35分
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市配偶者暴力相談支援センター事業の実施について（福祉部）

ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、全国的にDV被害が増加傾向にある。

国においては、平成19年7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により市町村による配偶者暴力相談支援センター事業の実施が努力義務として規定されており、さらに国が策定した第4次男女共同参画基本計画（計画期間：H27～H32）においても、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、市町村における配偶者暴力相談支援センターの数を計画期限内までに150か所に増加をすることを成果目標として掲げている。

本市が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことで、配偶者からの暴力防止及び被害者の適切な保護を図るとともに、DV被害者の支援を迅速かつ的確に行うもの。

(1) 主な内容

① 配偶者暴力相談支援センターの業務（虐待防止センターで対応済）

- ア 相談及び適切な相談機関の紹介
- イ 被害者の心身の健康回復（カウンセリング等）
- ウ 緊急時における安全確保
- エ 被害者の自立生活促進のための情報提供
- オ 保護命令制度の利用の情報提供
- カ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供と援助

② 同支援センターの指定を受けることで新たに付与される業務

ア 証明書発行業務

DV被害について、同支援センターに相談した事実の証明書を発行することにより、各種制度で特例的な措置を受けられる。（年金保険料の免除・納期猶予、健康保険の利用、児童手当の受給等）

イ 保護命令関係業務

DV被害者が裁判所へ保護命令の申立てを行った後、裁判所からの請求に応じて相談記録等を記載した書面を提出する。

③ 事業開始時期

平成31年4月1日

④ その他

同支援センターは、施設の名称ではなく、被害者支援の中心的な役割を果たす機能の名称となる。

(2) 今後の予定

平成31年3月 石巻市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱の制定
(平成31年4月1日施行)

[報告事項]

1 集会所建設費補助金の見直しについて（復興政策部）

本市においては、住民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図るため、町内会等が行う地域住民のための集会所建設事業に対し補助金を交付しているが、本年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、補助金額の見直しが必要となっている。

町内会等の集会所の建設等にかかる消費税増税による建設費等の負担軽減を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 補助上限建築単価の改正（現行 157 千円/㎡→改正 160 千円/㎡）
- ② 補助金の上限額の改正（※補助率の改正なし）

ア 石巻市集会所建設費等補助金

区 分	補助率	改 正	現 行
新築事業並びに増築及び改築事業	3分の2	17,600千円	17,200千円
新築事業並びに増築及び改築事業 (市有地を借用する場合)	2分の1	13,200千円	12,900千円
改装及び修繕事業	3分の2	1,520千円	1,500千円
附帯施設の修繕及び整備事業 (浄化槽設置事業を含む。)	3分の2	1,520千円	1,500千円
建物取得事業	3分の2	17,600千円	17,200千円
土地取得事業	2分の1	改正なし	5,000千円
公共下水道等への接続事業	2分の1	1,010千円	1,000千円

<分館の廃止に伴って集会所を建設する場合>

区 分	補助率	改 正	現 行
現有面積に相当する延べ床面積	10分の10	改正なし	分館の構造、設備等を勘案した建築費用の全部
現有面積を超える部分	2分の1	13,200千円	12,900千円

イ 石巻市東日本大震災被災集会所建設費等補助金

区 分	補助率	改 正	現 行
新築事業並びに増築及び改築事業	10分の10	26,400千円	25,900千円
改装及び修繕事業（公共下水道等への接続事業及び浄化槽設置事業を含む。)	10分の10	2,030千円	2,000千円
附帯施設の修繕及び整備事業	10分の10	1,010千円	1,000千円
建物取得事業	3分の2	17,600千円	17,200千円
土地取得事業	2分の1	改正なし	5,000千円
初期備品の購入経費	10分の10	改正なし	500千円

<分館の廃止に伴って集会所を建設する場合>

区 分	補助率	改 正	現 行
現有面積に相当する延べ床面積	10分の10	改正なし	分館の構造、設備等を勘案した建築費用の全部
現有面積を超える部分	2分の1	13,200千円	12,900千円

③ 経過措置

補助金の交付決定に当たって、消費税率8%が適用される場合は、改正前の規定を適用する。

- ・平成31年9月末日までに引き渡しが行われる工事等は、契約の時期にかかわらず現行の8%が適用される。
- ・平成31年4月1日以降に契約し、平成31年10月1日以降に引き渡しを受ける工事等は10%が適用される。

(2) 今後の予定

平成31年3月 石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正（平成31年4月1日施行）
石巻市東日本大震災被災集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正
（平成31年4月1日施行）

2 ふるさと名物応援宣言の実施について（産業部）

本市では東日本大震災による影響で、販路の喪失や風評被害が払しょくされておらず、地域産業の活性化が急務となっている。

このような状況のなか、平成27年の「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の一部改正により、市町村が地域資源を活用した「ふるさと名物応援宣言」を行うことで、商品やサービスの付加価値を高めることができるようになった。

「ふるさと名物応援宣言」を行うことで、地域ブランドの育成・強化を図り、地域資源を核とした地域産業の付加価値を高め、地域経済への好循環につなげるもの。

(1) 主な内容

本市で収穫できる農産品及び雄勝石製品を主な「ふるさと名物」として応援宣言し、積極的な情報発信や地域ブランドの育成強化を図る。なお、本市では平成29年2月にふるさと名物応援宣言を行っているが、前回は水産加工品を対象としていたため、今回、農産品及び伝統工芸品を対象とし、分けて宣言するもの。

【宣言1つ目】

① テーマ

『石巻の豊かな自然が育む恵みと加工品』

② ふるさと名物・主な地域資源

石巻桃生茶、パプリカ、トマト、ホップ、米、河北せり、いちご、地酒

【宣言2つ目】

① テーマ

『技と技術が光る伝統工芸品～雄勝石と雄勝石製品～』

② ふるさと名物・主な地域資源

雄勝石、雄勝硯、雄勝石製品

(2) 今後の予定

平成31年3月 ふるさと名物応援宣言、ホームページ等で情報発信

3 石巻市立小・中学校学区再編計画（案）について（教育委員会）

教育委員会では、平成22年1月に「石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、本市の小・中学校の適正規模・適正配置について検討を開始した。

その後、東日本大震災の発生により、被災した学校の復旧整備を最優先とすることから、平成

24年3月に「石巻市立学校施設災害復旧整備計画」を策定し、同計画に沿って統合を進めてきた。

しかし、少子化や東日本大震災の影響により、適正規模を下回る学校が増加傾向にあることから、改めて学校の統合を含めた配置のあり方について見直すこととした。

児童生徒が相互に学び合う機会の確保、豊かな人間性の構築、切磋琢磨することを通じた社会性や協調性の育成を図る教育環境の充実を図るもの。

(1) 主な内容

① 本計画の背景

② 本計画の位置づけ

③ 計画の期間

平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までの10年間

④ 地区別計画の策定

⑤ 学区再編の基本的な考え方

⑥ 学区再編に関する諸課題と対応

⑦ 学区再編の進め方

別冊 石巻市立小・中学校学区再編計画地区別計画（案）

※詳細は「石巻市立小・中学校学区再編計画（案）概要」（別紙1）及び「石巻市立小・中学校学区再編計画（案）」（別紙2・3）を参照

(2) 今後の予定

平成31年5月 保護者及び地区住民への「石巻市立小・中学校学区再編計画（案）」の説明会
～8月 開催
8月 パブリックコメントの実施
9月 教育委員会審議において「石巻市立小・中学校学区再編計画」策定
10月～ 順次、地区懇談会を開催し、学区再編について保護者、地区住民と協議を開始

[その他]

- ・平成30年度地域自治システム『協働のまちづくり』職員研修について（復興政策部）
- ・審議会等における女性委員の登用状況について（復興政策部）
- ・石巻市防災フェア2019について（総務部）
- ・平成30年度自死対策強化月間キャンペーンについて（健康部）

以 上